

## 第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	横浜市大熊保育園
経営主体(法人等)	横浜市
対象サービス	保育分野
事業所住所	〒224-0041横浜市都筑区仲町台3-6-6
設立年月日	昭和46年7月1日
評価実施期間	平成27年12月～平成28年3月
公表年月	平成28年7月
評価機関名	株式会社 <b>R-CORPORATION</b>
評価項目	横浜市版
総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）	
<p><b>【立地面での特色】</b>            横浜市大熊保育園（以下、大熊保育園）が立地する都筑区は、横浜市が港北ニュータウンとして「緑の環境を最大限に保存するまちづくり」を目指して開発が進められてきたエリアであり、緑豊かな生活環境とアクセスの便利さもあり、利便性も急速に向上している地域です。周辺の環境は、自然に触れながら散歩できる遊歩道や歩道が整備され、緑豊かな街並みには池や広い公園も多く点在し、こぶしの並木道は四季折々の季節を感じることができ、小鳥のさえずりが心地良い閑静な地域です。            大熊保育園は、横浜市営地下鉄仲町台駅から徒歩7分、石畳の歩道と並木道に沿う先に、アジサイ、花水木など彩り豊かな木々に囲まれた2階建ての園舎です。大熊保育園は昭和46年に港北区大熊町に開園し、平成4年に現在の仲町台に移転改築を行い、平成24年4月には待機児解消に伴い増改築が実施され、歴史と共に育まれた園です。クラス構成は、0歳児6名、1歳児20名、2歳児20名、3歳児23名、4歳児25名、5歳児25名園、定員119名の大規模園です。園の特徴の1つとして、敷地内に丘陵傾斜を利用した上下二つの園庭があり、土と芝生の園庭は斜面でつながっており、子どもたちは樹木や木の根っこを飛び越え、木登りしたり、元気いっぱい保育士に見守られながら遊んでいます。</p> <p><b>【横浜市大熊保育園の保育の方針】</b>            大熊保育園は園目標の「いっぱい遊び、いっぱい考え、いっぱい感動できる子」に沿い、子どもが安心できる環境を作り、「子ども一人一人の心に寄り添う保育」、「いろいろな文化や自然の中で体験を通し、考える力・感動する力を育てる保育」、「地域の子どもの関わりを通し、共に育ち合える保育」、「一人一人の子どもに全ての職員がかかわり、保護者に信頼される保育」を目指し、心身ともに健康でのびのびと楽しく生活ができる環境の整備に取り組んでいます。また、集団生活で友だちとかかわりを通して、自分で考え・行動できるスキルの育成と、自分の気持ちを表現できると共に、相手の気持ちも考えることができる子どもの成長を目指しています。自然に恵まれ、文化的環境の備わった地域で、共に育まれるよう力を注いでいます。</p> <p><b>【特に良いと思う点】</b>  <b>1. 子どもが安心できる環境作りの取り組み</b>            子どもが安心して遊べるよう、リスク対策を重点的に取り組んでいます。園におけるリスクを考え、子どもに配慮し、環境整備に努めています。環境として、物的環境・人的環境の両方から捉え、物的環境については、ヒヤリハットマップなどで危険個所の確認と対策を行い、人的環境では、「人」も環境の1つと考えて取り組んでいます。例えば、保育士も環境との考え方の中で、子どもにとって保育士の行為・行動がストレスにならないよう保育士の行動のあり方等、検討しています。これらを実現するため、4つのチーム活動の内、「環境チーム」で検討を行っています。例として、花壇の整備な</p>	

ど、個々に具体的に活動方針を決め、1つ1つ、環境整備を進めています。

## 2. 地域の子どもと共に育つ保育

大熊保育園はセンター園として、地域のネットワーク事業の中核園となる責務があります。それは、地域のまとめ役であり、地域保育園の範となるよう、教育園としての使命です。大熊保育園にはネットワーク保育士が在席し、その任にあたっています。ネットワーク事業は担当民営保育園を他センター園と分担して担当し、特に、園庭を持たない小規模園への支援、協働事業の開催など、公立園の体制も変化しつつあります。他園を含めた、子ども支援活動、各種子ども事業のバックアップ、園の施設開放による支援の取り組み、交流事業や育児講座の開催支援など、幅広い地域支援活動を展開しています。この分野は更に重要性を増すものと考えられますので、地域の為に貢献していかなることを期待しています。

## 3. 自然と文化を生かした保育

大熊保育園が位置する地域は、地下鉄の付設に沿って急激に都市化した地域であるため、駅前の文化的なゾーンと公園等の自然ゾーンが混在し、それらが遊歩道で結ばれている理想的な都市計画が為されています。大熊保育園自体も坂のある2面の園庭を持ち、その複雑な地形の中で子どもたちが、自分たちで考え、工夫して遊ぶ術を学んでいます。園のすぐ近くに「サカタのタネ」があり、見学もできるので、子どもたちは身近に学びができます。文化の中からは新たな都市の型を、自然の中からは動植物の自然の生態を体験でき、保育士はそれを十分に保育に生かして子どもを育成しています。

### 評価領域ごとの特記事項

<b>1.人権の尊重</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●保育理念は『子どもたちが生まれながらにして持っている「育つ力」「生きようとする力」を十分発揮し、自分を「かけがえのない存在」と感じ自信を持って生きていかなるような保育をする』であり、園目標は『いっぱい遊び いっぱい考え いっぱい感動できる子』とし、0歳児から一人一人の人権を尊重し、利用者本人を尊重した内容になっています。園目標・保育姿勢は、「保育目標シート」として各保育室および、常に目にする場所に掲示し、職員に対しては、縮小版保育目標シートを渡し、職員会議などでも説明し、周知しています。保育理念・方針、園目標・保育姿勢・保育課程は全職員に配布し、いつでも意識して行動できるようにしています。各クラス目標は基本方針に沿って毎月定め、保育室に掲示し、実践しています。また、園だよりの裏面にも示しています。</li><li>●職員は、一人一人の子どもの人権について常に意識し、言葉のかけ方や援助の仕方について、園長、主任を中心に各クラスの様子を把握し、アンテナを張り、反省する機会を設けてより良い保育に努めています。子どもとの接し方では、職員は、穏やかな声で目線の高さに合わせて話し、子どもの気持ちや発言を肯定的に受け止め、一人の個として尊重しています。また、「子どもの人権を尊重する」園内研修を実施して意識向上に努めています。</li><li>●子どもが友だちや職員の視線を気にせず過ごせる場所を確保し、また、一対一で話せる場所や、子どもが落ち着ける場所を用意しています。（廊下の絵本コーナーや予備室、事務室）保護者との個人面談の場合は、事務室のドアを閉め、空間を確保し、プライバシーを保護するようにしています。</li><li>●個人情報の取り扱いや守秘義務については、「横浜市個人情報取扱ガイドライン」および、園独自に安全管理マニュアルを基に、個人情報の取り扱いの注意事項を作成し、コンプライアンス研修を行い、定義・目的について全職員に周知しています。ボランティアや実習生にもオリエンテーションで守秘義務の説明・指導を行っています。個人情報の取り扱いについては、「保育園のしおり」に記載し、保護者に説明し、個人情報を含む受け渡しは「個人袋」を使用して配慮しています。個人情報が記載されている文書は、基本的に持ち出しを禁止とし、事務所内の書庫に施錠し、保管しています。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>●保育課程は、地域の実態、周囲の環境を考慮し、保育理念・保育方針と共に、各年齢に一貫するよう配慮し、養護・教育のねらいを掲げ、子どもの育ちの最</li></ul>

## 2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供

善の利益を第一に考えて作成しています。園では、発達過程を「おおむね」で捉え、7過程として細かに作成されています。職員に対して配布および周知し、年度末に見直しを行い、改定後は全職員に配布して把握しています。また、園内研修で、「保育課程を読み理解を深める」をテーマに実施し、より理解を深める取り組みを行っています。保護者へは、各クラスに子どもの様子や遊びの写真などを提示し、必要に応じて説明しています。指導計画は、前期の反省や自己評価を元に複数の職員で作成し、毎月のカリキュラム会議で話し合い、特に、個別支援については丁寧に伝え、情報を共有しています。保護者からの意向、要望は意見箱を見やすい場所に設置し、意見・要望を記載できる「保護者用の連絡ノート」も用意して抽出し、保護者の要望等を指導計画に反映しています。3歳児未満の子どもについては個別指導計画を策定し、子ども一人一人の状況に応じた保育目標を設定しています。特別な課題のある子どもについても、個別指導計画を作成し、毎月の振り返りと共にクラス会議やカリキュラム会議で変更、見直しを行い、保護者とも連携・共有を図っています。

●保護者との連絡、伝達事項は、早番遅番保育士が送迎時に子どもの様子を伝え、長時間保育をする家庭には、伝え漏れのないように担任との引き継ぎを行った上で、保護者に情報を伝えています。園生活での様子や活動内容は、乳児クラスは連絡帳とホワイトボードを活用して伝え、幼児クラスはクラスノートで保護者に伝えています。年1回、個人面談を実施する他、必要に応じて随時、面談を受けています。クラス懇談会は、年2回開催し、クラス状況を伝え、意見交換や、保護者間で懇談できる時間も設け交流を図っています。保護者の相談については事務室で行い、カーテンで保護者のプライバシーを守るよう配慮し、相談を受けた職員は園長および主任に報告し、適切に対応できるよう助言を受け、必要により園長が同席しています。相談内容は個人面談記録に記録し、必要に応じて継続的なフォローが出来るように配慮しています。

●園生活に関する情報は、毎月、園だよりとクラスだよりを発行し、月により掲載内容を考慮して情報を伝えています。給食だより（横浜市発行の「すくすく」）を配布し、保健だよりは隔月に発行しています。園内での情報提供は、幼児クラスはクラスノートで伝え、乳児クラスは、連絡ノートおよびホワイトボードでその日の保育内容や様子を伝えています。また、行事や日常保育の子ども様子の写真を掲示し、保護者がいつでも見られるようにして工夫しています。クラス懇談会では、具体的に保育内容や資料を交え、写真やパワーポイントなどを活用しながら園での様子を分かりやすく伝えています。保護者の保育参加について、年度初めに年間行事予定表を配布し、保護者が予定を立てやすいように配慮し、保育参加（観）の期間や日程を基本的に設けていますが、1年中受け付けています。保育参観や懇談会に出席できなかった保護者に対しては、資料を渡し、口頭でも伝えています。

## 3.サービスマネジメントシステムの確立

●新入園児の受け入れの際は、短縮保育（ならし保育）を行い、保護者の事情や子どもの様子に応じて臨機応変に対応するようにしています。0歳・1歳児は主担当者を概ね決めて子どもが安心できるように配慮し、乳児のフリー保育士を定めてサポートしています。在園児への配慮として、なるべく1人は担任の持ち上がりをするようにしています。保護者への連絡では、乳児は連絡帳（個人ノート）を使用し、全体活動ボードも活用して保護者との連携を密にしています。幼児はクラスノートを用い、保護者意見欄を設け、保護者との連携を図っています。

●障害児保育のための環境整備では、保育室やテラスの段差に「すのこ」を敷いて車椅子が使用できるようバリアフリー対応を整え、廊下やトイレなどに手すりを備え、環境を整えています。関係機関との連携では、都筑区福祉保健センターこども家庭支援課や、都筑区保健師、児童相談所とも必要に応じて相談・



指導を受けられる体制があります。医療機関や専門機関からの助言内容は、職員会議などで全職員に周知しています。

●アレルギー疾患のある子どもの除去食対応では、主治医記入の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に従い、調理員・担任保育士・保護者・園長で面談の上、毎月末に会議を行い、対応しています。また、横浜市こども青少年局発行「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に沿って実施し、全職員は必要な知識や情報を把握しています。さらに、前日に各児の除去内容を全職員で確認し、給食時では、専用トレイ・ネームプレート（名前、除去食品名）を使用し、調理員・担任で確認して誤食がないよう徹底しています。除去食が難しい場合は、お弁当を持参してもらう場合もあります。

●文化が異なる子どもへの対応については、3年間（一時保育含む）で3名程度受け入れがあり、子どもたちが異なる文化や生活習慣の理解につながるよう、各国の挨拶や言葉を取り入れたり、いろいろな国の国旗の本を設置し、自然に身近にさまざまな文化に触れられる環境づくりに工夫しています。外国籍に係る保護者へは、必要に応じて配布物にルビを付け、コミュニケーションを図る努力をしています。また、横浜市や都筑区に他言語版の説明資料の用意や、必要があれば通訳ボランティアの依頼ができる体制にあります。

●保護者からの苦情などに関して、入園のしおりや園だよりに、「苦情解決制度について」を記載し、第三者委員を明示し、園内にも掲示しています。苦情解決責任者および苦情解決受付者は、園長が担当しています。保護者から要望や苦情が述べやすいよう、各クラスや廊下に意見箱を設置し、登降園表には「保護者より」欄を設けて取り組んでいます。また、クラスノートには意見記述欄を設けています。意見を表明するのが困難な保護者には、声掛けを行い、園長が明るく言葉掛けを行うなど、コミュニケーションを図るよう努めています。子どもに対しては、日常の様子を把握し、態度や表情から意向を汲み取るように努めています。

●感染症等について、登園停止基準や保育中に感染症等の疑いが生じた場合の対応は、入園のしおり（重要事項説明書）および「感染症対応マニュアル」に明記しています。保護者へは入園時に、医師の「登園許可証」または保護者の「登園届」の提出が必要であることを伝えていきます。保育中に発症した場合は、速やかに保護者に連絡し、お迎えまで事務所で個別対応しています。感染症が発生した場合は、園内での感染症蔓延に注意し、保護者へは全クラスに感染症情報を黄色の台紙に貼って掲示し、注意をひくように工夫しています。職員は、毎日記載するミーティングノートに感染症欄を設け、最新の情報が共有できるようにしています。保護者に対しては、横浜市こども青少年局発行の保健だより「すくすく」で健康や病気に関する情報提供で啓蒙しています。

●外部からの侵入に対して、「不審者対応マニュアル」に沿い、年1回、不審者侵入を想定した防犯訓練を実施しています。園の門扉は24時間電子キーで施錠し、保護者・来園者はインターホンのカメラで確認後、解錠しています。午睡時は、窓や保育室の出入り口を施錠しています。園では、不審者侵入があった場合、通報時の言葉を定め、職員間で合言葉を定め、緊急通報体制を整えています。不審者情報は、主に都筑区役所、警察、学校から防犯メールが配信され入手しています。

#### 4.地域との交流・連携

●地域の子育て支援サービスのニーズを把握する取り組みでは、地域子育て支援活動（園庭開放等）を通して把握に努めています。また、育児相談を随時受け付け、応じる中で子育て支援ニーズを把握し、交流保育や育児講座では参加者にアンケートを実施しています。都筑区内で子育て支援を行っている団体等のネットワークに参加し、ネットワーク会議や幼保小研究会に園長が出席して情報・ニーズを収集しています。

●地域住民に対する園の情報提供については、子育て支援活動の紹介を都筑区の広報誌や情報誌に掲載し、園の掲示板にも掲示して情報提供しています。また、園見学者、園庭開放時の利用者や、散歩時に、子育て支援に関するお知らせを配布しています。育児相談は、来所・電話で随時受け付け、必要な場合は体験保育も受け付けています。交流保育は月1回、「おひさま広場」園庭開放は平日のみ実施し、園児と一緒に交流を楽しみ、給食体験も月1回実施しています。育児講座では年2回、子育て情報提供や、親子で一緒に楽しむ遊ぶ体験を中心に提供し、離乳食の講座も行っています。育児支援のお知らせや保育園情報は、都筑区子育て情報サイト、広報よこはま都筑区版に詳細に掲載され、分かりやすく情報が提供されています。

●地域への園の理解促進のための取り組みとして、行事（運動会等）に自治会長、地域ケアプラザ、地区センター、第三者委員（主任児童委員）、老人ホームの方々を招待し、園の取り組みや子どもの様子を見てもらう機会を設けています。また、地域のボランティア（おはなしのゆりかご）の絵本読み聞かせや、養護学校、幼保小との交流、地域の小・高生のボランティア、中学生体験学習などを受け入れ、交流を図っています。地域の方々より、園舎周りの草むしりや、花壇作りの協力をいただいています。保育士は、仲町台地区センターに訪問し、出前保育での「おはなしかい」に協力し、地域の親子と絵本や昔遊びをして交流しています。また、施設を地域に開放し、0歳児地域育児教室「赤ちゃん会」の場所も提供し、小規模保育園や横浜保育室の園児にも園庭を開放しています。

●ボランティアの受け入れでは、地域の小学校・中学校・高校の体験学習やボランティアを積極的に受け入れています。「ボランティア受け入れマニュアル」を作成し、受け入れ担当を定め、事前にオリエンテーションを行い、保育方針・心得・留意事項の理解を促しています。終了後は、感想を提出してもらい、職員間で回覧をし、保育の参考にしています。

## 5. 運営上の透明性の確保と継続性

●園のサービス内容・保育方針などの情報提供は、都筑区のホームページや、園のパンフレットを作成し、見学者や来園者に渡しています。また、「ヨコハマはびねすぽっと」、「子育て支援情報サービスかながわ」に情報を提供し、仲町台地区センター及び新栄地域ケアプラザにも子育て支援情報として園の子育て支援活動が紹介されています。入園のしおりには、職員体制・保育の内容などの情報を記載し、保育料については「横浜市保育所入所案内」に記載されています。利用者希望者からの問い合わせ、見学は随時受け付け、園内見学や質問に丁寧に対応しています。

●職員の守るべき規範は、「横浜市職員倫理規程」・「横浜市職員行動基準」・「全国保育士会倫理綱領」に明文化され、職員研修で公務員として守るべき倫理を遵守しています。職員は、カード型の「横浜市職員行動基準」を携帯し、常に確認できるようにしています。予算や運営状況は、横浜市や都筑区の広報に、主要事業が毎年公開されおり、誰もが知ることができます。都筑区運営方針もホームページで公開しています。横浜市総務局コンプライアンス推進課作成資料を基に、研修を行い、職員は守るべき規範について再確認しています。

●環境整備では、分別用のゴミ箱を設置し、ゴミ分別を子どもと共に積極的に実施しています。園独自にゴミ分別のキャラクター【もえぞう（燃えるゴミ）、ぷらりん（プラ）、かみるん（紙類）】を作成し、ゴミ分別について子どもにわかりやすく伝えて啓蒙しています。また、幼児運動会では、競技に「分別」を取り入れた取り組みを行いました。省エネ対策としては、節電や、コピー紙の裏紙の使用、エアコンの設定温度、水道の出し方などに注意を促し、実践しています。横浜市3R夢の取り組みでは、ミーオちゃん、イーオちゃんに来園してもらい、子どもたちにゴミ減量の啓発を行いました。園では「コンポスト」を

活用してゴミの減量とリサイクルを実施し、雨水を溜めて水まきをする等、エコ活動に取り組んでいます。園の取り組み姿勢は年間指導計画に記載され、園だより等を通して保護者の理解と協力につなげています。緑化推進では、園庭のプランターでの栽培や地域の方が園舎の花壇に花の苗を植えていただく等、栽培を楽しみながら緑化をすすめています。また、夏は、ゴーヤのグリーンカーテン、遮光ネットで工夫しています。

●主任クラスの育成は、横浜市「保育士育成ビジョン」による計画的なプログラムがあり、都筑区、横浜市保育・教育人材課の行う職員研修・主任研修・リーダー研修に参加し、リーダー研修は定期的に受講しています。主任は、クラス保育応援に入り、乳児会議・幼児会議に参加する中で、各クラスの状況把握に努め、リーダーの育成を行っています。また、各職員の健康に配慮し、相談に応じています。勤務予定表では配慮して作成し、職員の勤務変更や休暇の調整に努めるなど、まとめ役およびパイプ役となり円滑な園運営に尽力しています。

## 6. 職員の資質向上の促進

●実習生の受け入れでは、「実習生受け入れマニュアル」により、事前オリエンテーションを行い、受け入れ担当を定め、保育方針・心得・留意事項の理解を促しています。受け入れにあたっては、職員の共通確認を行い、子どもたちに伝えると共に保護者には園だよりやクラスノートで実習期間等を知らせています。実習では、実習テーマに沿って受け入れクラスを決め、クラス担任が指導にあたり、実習プログラムに沿って効果的な援助につなげています。最終日には反省会を設け、意見交換を行い、保育の参考にしていきます。

●人材構成については、経験年数・人材育成を考慮して必要な人材を確保し、欠員が生じた場合は、速やかにアルバイト職員を補充しています。「横浜市こども青少年局保育士育成ビジョン」(市の職Ⅰ～Ⅲ育成計画)に基づいて人材育成を行い、正規職員は人事考課制度があり、「目標共有シート」により各自の目標を設定し、年度末に園長と面談を実施して振り返り、達成状況等を確認して次の課題につなげ、資質向上を図っています。

●横浜市立保育園では、「横浜市公立保育園版自己評価チェックリスト」を使用し、「保育士の自己評価」を行っています。保育日誌、月間指導計画からも自己評価を行い、翌日・翌月への保育につなげています。外部から保育の技術の評価・指導等は、横浜市北部地域療育センターの療育相談の巡回訪問を受け、障害児等に対する技術援助指導を受けています。また、都筑区こども家庭支援課主催の研修(全7回)、夜間研修(9回)に全職員が参加しています。職員は保育士会研修、生理学部会、太鼓研修、わらべうたあそび講座などに自主的に参加して研鑽しています。

●「横浜市人材育成ビジョン」、「保育士人材育成ビジョン」には、経験・能力・職位に応じた役割が期待水準として明文化されています。緊急の場合は、職員の判断に委譲し各自責任を持って対応し、最終責任は園長が負っています。権限の委譲の一環として、チーム活動を推進し、絵本・紙芝居、保育実践、環境、第三者評価などの役割を分担しています。職員からの業務改善提案は、職員会議で吸い上げ、子どもの最善の利益を第一義とした上で実践に移しています。保育士の自己評価も毎年行い、園長は年2回、全職員と面談し、個々の年間目標の達成度と併せて振り返り、職員の満足度・要望についても把握しています。園では、行事等の担当をそれぞれ経験を重ねることで、職員一人一人の技術・知識が深まるよう取り組み、職員のやりがいにつなげています。